本号で公布された法令のあらまし

◇東日本大震災の被災者等に係る登記事項証明書等の交付についての手数料の特例に関する政令の一部を改正する政令（政令第六十一号）（法務省）

1　東日本大震災の被災者等が被災建物に係る登記事項証明書等を取得する場合の手数料の特例の適用期間を令和十一年三月三十一日まで延長する。（第一条関係）

2　東日本大震災の被災者等が被災船舶に係る登記事項証明書を取得する場合の手数料の特例の適用期間を令和九年三月三十一日まで延長する。（第二条関係）

3　この政令は、公布の日から施行する。（附則関係）

◇東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令及び東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令の一部を改正する政令（政令第六十二号）（農林水産省）

第1　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令の一部改正

　東日本大震災に係る中小漁業融資保証法等の特例の適用期間を令和九年三月三十一日まで延長する。（第一号関係）

第2　東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令の一部改正

　漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行令等の特例の適用期間を令和九年三月三十一日まで延長する。（第二号関係）

第3　施行期日

　この政令は、公布の日から施行する。（附則関係）

◇海洋水産資源開発促進法施行令の一部を改正する政令（政令第六十三号）（農林水産省）

1　海洋水産資源開発促進法施行令（昭和四十六年政令第二百五号）で定める沿岸水産資源開発区域又は指定海域における行為で届出を要しないものへの海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成三十年法律第八十九号。以下「海洋再生可能エネルギー法」という。）に基づく行為の追加

⑴　沿岸水産資源開発区域における海底の形質の変更で届出を要しないものに、

イ　海洋再生可能エネルギー法第十三条第一項の許可を受けて行う土砂の採取、

ロ　同項の許可を受けて行う海底の掘削又は切土その他海底の形状を変更する行為、

ハ　海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律施行令（平成三十一年政令第四十六号。以下「海洋再生可能エネルギー法施行令」という。）第三条に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備の維持管理のために行う行為

（イ及びハは、海底の形質の変更を伴うものに限る。）を加える。（第三条関係）

⑵　沿岸水産資源開発区域における施設等の新設等で届出を要しないものに、

イ　海洋再生可能エネルギー法第十三条第一項の許可を受けて行う施設等の新設等、

ロ　海洋再生可能エネルギー法施行令第三条に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備の維持管理のために行う行為のうち施設等の新設等を伴うもの

を加える。（第四条関係）

⑶　指定海域における行為で届出を要しないものに、

イ　海洋再生可能エネルギー法第十三条第一項の許可を受けて行う土砂の採取、

ロ　海洋再生可能エネルギー法施行令第三条に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備の維持管理のために行う行為のうち土石の採取又は除去を伴うもの、

ハ　海洋再生可能エネルギー法第四十条に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備の設置、維持管理又は撤去のうち施設等の新設等を伴うもの、

ニ　⑵の行為

を加える。（第六条関係）

2　その他所要の規定の整備を行う。

3　この政令は、令和八年四月一日から施行する。（附則関係）

◇公害健康被害の補償等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第六十四号）（環境省）

1　療養手当等の額に関する規定の整備

　公害健康被害の補償等に関する法律に係る療養手当等の額の改定を行う。（本則関係）

2　施行期日等

⑴　この政令は、令和八年四月一日から施行する。（附則第一項関係）

⑵　この政令の施行に関し必要な経過措置を定める。（附則第二項関係）

◇石綿による健康被害の救済に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第六十五号）（環境省）

1　療養手当等の額に関する規定の整備

　石綿による健康被害の救済に関する法律に係る療養手当等の額の改定を行う。（本則関係）

2　施行期日等

⑴　この政令は、令和八年四月一日から施行する。（附則第一項関係）

⑵　この政令の施行に関し必要な経過措置を定める。（附則第二項関係）

◇医療法施行令等の一部を改正する政令（政令第六十六号）（厚生労働省）

第1　医療法施行令の一部改正

1　刑事施設等の中に設けられたオンライン診療受診施設について、医療法第十四条の五の公表義務に係る規定の適用対象外とし、刑事施設等の中に設けられた診療所及び皇室用財産である診療所について、同法第三十条の十八の六第三項の外来医師過多区域に係る無床診療所における事前届出に係る規定の適用対象外とする。（第三条第二項、第三項関係）

2　オンライン診療受診施設の設置者は、都道府県知事等に届け出た事項に変更を生じたときは、十日以内に、当該都道府県知事等に届け出なければならないものとする。（第四条第四項関係）

3　オンライン診療受診施設に関して立入検査等を実施した保健所設置市長等は、措置命令等が行われる必要があると認めるときは、理由を付して、その旨を都道府県知事に通知しなければならないものとする。（第四条の四関係）

4　その他所要の改正を行う。

第2　地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行令の一部改正

　支払基金電子診療録等情報管理業務及び連合会電子診療録等情報管理業務に係る費用負担額の算出方法について規定する。（第六条第一項関係）

第3　健康増進法施行令の一部改正

　第一種施設に、オンライン診療受診施設を加える。（第三条第十号関係）

第4　地方自治法施行令の一部改正

1　指定都市が処理することができる都道府県が処理することとされている事務から、医療法に基づくオンライン診療受診施設に関する報告の徴収等に関する事務を除く。（第百七十四条の三十五第一項関係）

2　その他所要の改正を行う。

第5　土地区画整理法施行令の一部改正

　換地計画において、その位置、地積等に特別の考慮を払って換地を定めることができるとされている施設に、国等が設置するオンライン診療受診施設を加える。（第五十八条第二項関係）

第6　都市計画法施行令の一部改正

　都市計画区域又は準都市計画区域内におけるオンライン診療受診施設の開発行為は、都市計画法に基づく事前許可の対象とする。（第二十一条第二十六号ハ関係）

第7　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正

1　オンライン診療受診施設において生じた感染性廃棄物は、特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物とする。（別表第一関係）

2　その他所要の改正を行う。

第8　防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行令の一部改正

　市町村が、集団移転促進事業を実施しようとするときに定めなければならない集団移転促進事業計画の記載事項に、オンライン診療受診施設の用に供する土地の整備に関する事項を加える。（第二条第三号関係）